

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和3年3月24日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000229 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000030 号

## 第 1 結論

昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 4 月までの請求期間、昭和 58 年 9 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間及び昭和 62 年 1 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 34 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 4 月まで

② 昭和 58 年 9 月から昭和 60 年 3 月まで

③ 昭和 62 年 1 月から同年 12 月まで

私の国民年金について、請求期間①及び③に係る加入手続及び保険料納付は、父親が行ってくれたと思うので、加入手続時期及び保険料の納付方法、納付時期等の詳細については分からない。

請求期間②に係る加入手続は、婚姻（昭和 58 年 12 月）後に婚姻先の親族が行ってくれたと思う。保険料については納付してくれなかったため、請求期間②のうち、離婚成立前までの未納となっていた保険料について、時期は定かではないが、昭和 62 年\*月から自身で始めた店に、A 市の男性職員（3 人）が徴収のため来店した。しかし、一度にまとめて払うことはできなかったので、10 回分割の納付書を発行してもらい、毎月、自身で金融機関において納付した。請求期間②のうち、離婚成立後の保険料は、父親が納付してくれていたと思うが詳細は分からない。請求期間①、②及び③について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 6 月 14 日に B 市において払い出され、その際に、同年 1 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が同年 6 月 16 日に行われており、合わせて請求期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格に関して一連の記録整備も遡って行われていることが確認できる。この記録整備が行われるまで、請求者は国民年金に未加入であることから、請求者が陳述する時期及び方法で請

求期間①の加入手続及び請求期間①、請求期間②の保険料納付を父親及び請求者が行うことはできなかったものと考えられる。なお、請求期間③については、この記録整備の際に、国民年金の被保険者資格に関する事務処理が行われていないことから国民年金に未加入とされている。

また、請求期間①について、請求者は、加入手続及び保険料納付については、父親が行ってくれたと思うと陳述しているものの、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、加入手続時期及び保険料の納付状況等の詳細は不明である。

さらに、請求期間②について、請求者は、加入手続については、婚姻（昭和58年12月）後に婚姻先の親族が行ってくれたと思うとし、未納となっていた保険料について、時期は定かではないが、昭和62年\*月から自身で始めた店に、A市の男性職員（3人）が徴収のため来店した旨陳述しているものの、i）A市は、請求者に係る国民年金の被保険者記録はなく、昭和62年当時に国民年金保険料未納者に対して市の職員等が戸別訪問及び現金徴収を行っていたかどうか不明である旨回答していること、ii）B市の国民年金保険料検認状況一覧表においても、請求期間②の保険料が納付されたことは確認できないこと、iii）請求者が店を始めた昭和62年\*月又は、上述の加入手続時期（昭和63年6月14日）のいずれを基準としても、請求期間②の保険料については、既に2年の時効が成立していることを踏まえると請求者が請求期間②の保険料を遡って納付したとは推認できない。

加えて、請求期間③について、請求者は、加入手続及び保険料納付については、父親が行ってくれたと思うと陳述しているものの、上述のとおり、これらを行ったとする父親は既に亡くなっており、加入手続時期及び保険料の納付方法、納付時期等の詳細については不明である上、請求者が所持する年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿においても、請求期間③は国民年金に未加入とされていることから、未加入者に対して納付書が送付されたとは考え難い。

その上、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者及び父親が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000218 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000031 号

## 第 1 結論

平成 16 年 3 月から平成 20 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 36 年生  
住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成 16 年 3 月から平成 20 年 5 月まで

私は、平成 15 年 2 月頃に A 社に正社員として入社し、会社が平成 20 年 6 月に厚生年金保険の適用事業所になるまで、自身で国民年金保険料を納付していた。請求期間の国民年金保険料については、コンビニエンスストアで 2、3 か月分ずつ納付したり、B 市役所内にある金融機関で納付したり、時には 10 万円くらいのまとまった金額を納付したことも 2、3 回はあったが、納付時期については、はっきりと覚えていない。未納分については、社会保険事務所（当時）で相談し、遡って納付したこともあるが、その後は、毎年送られてくる納付書を用いて納付した。

請求期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる資料として、平成 18 年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間当時の国民年金保険料の納付が確認できる資料として、請求期間のうち、平成 18 年分給与所得の源泉徴収票を提出している。このほかに、請求者の勤務していた A 社が、請求期間当時から年末調整を依頼していた税理士事務所からは、請求期間のうち、平成 20 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の提出を受けた。

オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録については、平成 9 年 1 月時点で加入していた厚生年金保険の番号を用いて付番された基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）で管理されており、請求期間に係る国民年金の被保険者資格は、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、平成 11 年 9 月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理

が同年11月に行われ、その後は、平成20年6月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで継続して国民年金の被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、コンビニエンスストアで2、3か月分ずつ納付したり、B市役所内にある金融機関で納付したり、時には、10万円くらいのまとまった金額を納付したことも2、3回はあったが、納付時期をはっきり覚えていない旨及び、未納分について社会保険事務所(当時)で相談し、遡って納付したこともある旨陳述しているものの、相談した時期及び具体的な納付時期並びに納付対象期間に関する記憶は必ずしも明確ではないことから、請求期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、平成18年分給与所得の源泉徴収票を提出しており、当該源泉徴収票の摘要欄からは、国民年金保険料等として15万9,600円と記載されていることが確認できることから、i) 請求者は、平成18年分を納付したものと主張しているが、平成17年度及び平成18年度のいずれの国民年金保険料額を検証しても、合計額は15万9,600円とはならないこと、ii) 税理士事務所は、平成19年以前分の資料は保存期間終了により廃棄しており現存していないと回答していること、iii) オンライン記録によると、請求者は平成16年中及び平成17年中に、平成14年分及び平成15年分の保険料を遡って納付しており、その合計額は15万9,600円となることから、提出された平成18年分給与所得の源泉徴収票の摘要欄に記載された国民年金保険料等の額に係る詳細は不明である。

さらに、税理士事務所が提出した平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿からは、申告による社会保険料の控除分として、10万7,000円と記載されていることが確認できることから、税理士事務所は、所得税源泉徴収簿の添付書類である計算書は残っておらず、国民年金と国民健康保険の内訳は不明と回答していることから、当該控除額が国民年金保険料であったことを確認することはできない上、B市の回答により確認できる、請求者が平成20年中に納付した国民健康保険税額(14万7,200円)のみで、申告された社会保険料控除額である10万7,000円を超えることが確認できることから、申告された社会保険料控除額に係る詳細は不明である。

加えて、請求者から上記以外に提出資料はなく、日本年金機構から送付される国民年金の被保険者が年末調整又は確定申告の際に必要な控除証明書について、オンライン記録の控除証明書発行事跡を確認しても、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたとは推認し難い。

その上、請求期間は、当該基礎年金番号で管理されている時期であることから、請求者に別の年金記録が存在するとは考え難い上、請求期間は51か月であり、請求者の主張する方法で保険料の納付が行われていたとすると、請求期間において、複数回にわたる保険料の納付が順次行われていたこととなるが、その全ての事務処理において同様の誤りが繰り返し生ずる可能性は低いものとみられるほか、請求期間のオンライン記録に関して、不自然な記録の追加、訂正等の事務処理が行われた形跡は見当たらず、同一の基礎年金番号で管理されていた納付記録内において、部分的に記録が消失する可能性も低いものとみられる。

このほか、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化がより一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成14年4月以降は、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進された時期に該当することから、年金記録の記録漏れ、記録誤り等があるとは考え難いところ、請求者が、請求期間の保険料を納付したことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。